

第一話

万葉集の頭歌の雄略天皇の歌と

第二首目の舒明天皇の歌とその関係

天皇の御製歌

▼籠こもよみ籠こも持ち掘ふくし串もよみ掘串持ちこの岳をかに菜摘なつます兒家聞かな名告のらさねそらみつ大和の国はおしなべてわれこそ居をれしきなべてわれこそ座ませわれこそは告のらめ家をも名をも

天皇御製歌

▽籠毛與 美籠母乳 布久思毛與 美夫君志持 此岳尔 菜採須兒 家吉閑 名告沙根 虚見津 山跡乃國者 押奈戸手 吾許曾居 師吉名倍手 吾己曾座 我許曾者 告目 家呼毛名雄母

この歌は「泊瀬朝倉宮御宇天皇代」、つまり雄略天皇の御代に分類されている唯一の歌で、更に御製歌とあることから、この題詞の「天皇」は第二十一代・雄略天皇であることは明白です。

この歌は次のように解釈されています。

〔籠よ、その美しい籠を持ち、籠（へら）よ、その美しい籠を持って、この丘で菜を摘んでいる娘、お前はどこの家の娘か、名はなんというのか、大和の国は、すべてわたしが治め、われこそが支配しているのだ、わたしこそ明かそう、家も名をも〕

神的存在と考えられていた古代の天皇の、こんな牧歌的で、開放的な歌が万葉集の頭歌に収録されたことは、これから作る原万葉集（現在の万葉集と区別するために大伴家持が編纂した歌集を原万葉集と称し、またその原万葉集の核になった歌集を核万葉集と区別して称することあり）の目標を宣言しているように思えます。

しかし、多くの天皇の中で、なぜ雄略天皇の歌が、原万葉集の第一首目の歌に配列されたのでしょうか。

万葉集最終の歌（巻二十・四六一五、天平宝字三年（七五九）正月）から約百五十年後（九〇五年）に編纂された古今和歌集の仮名序では、倭歌の始まりは、神代時代に高天原から出雲に降ったスサノオノミコト（速須佐之男命（記））が、初めて須賀の宮を作った時に詠んだ古事記第一番の歌にあるとしています。

日本書紀にも同じ歌が収録されているので、古今集のこの説は記紀に従ったということができますが、万葉集の考え方とは明らかに異なります。参考のためにそのスサノオノミコトの歌を掲げます。

▽八雲立つ、出雲八重垣、妻籠みに、八重垣作る、その八重垣を

この歌は記紀に収録されたすべての歌と同様に完全な訓読み漢字化（記紀の表記の場合はこのように記し、万葉集の場合には万葉仮名と称します）されています。

記紀の編纂においては、文章は漢文、倭歌は訓読み漢字化するという明確な方針が貫かれています。

参考のために、記紀の原歌を掲げます。いわゆる記紀の表記は万葉仮名とは異なる訓読み漢字が用いられていますが、記紀の間でも異なっていることに留意します。

短歌は完全な五七五七七調になっていることから、記紀編纂期から三十一文字と定められたと想定できます。

例えば、万葉集には五七七・五七七調の旋頭歌が収録されていますが、記紀では淘汰されて統一化されていたことになりました。

古事記

▽夜久毛多都、伊豆毛夜弊賀岐、都麻碁微爾、夜弊賀岐都久流、曾能夜弊賀岐袁

日本書紀

▽夜句茂多兔 伊弩毛夜霸餓岐 兔磨語味爾 夜霸餓枳都俱盧 贈(旧字)迺夜霸餓岐廻

話を元に戻し、雄略天皇の歌の内容に限って話を進めてみます。

この歌の原歌は、完全に万葉仮名化していません。混合型です。動詞として、持（もち）、採（つま）、告（のら）、押（おし）はまだ万葉仮名していませんが、持（もち）を母乳（もち）と記されているので、万葉仮名化の兆しがあります。名詞として山（やま）、国（くに）、吾（われ）、我（われ）、家（いえ）はまだ漢字用法です。

それに**布久思**（堀串（ふくし））と表記しているのに、その直後では（美）**夫君志**（（み）ふくし）と異なった表記をしています。

万葉仮名句が繰り返し使用されていません。「籠（こ）」の繰り返しも異なっています。当時の歌は歌って聞くことが重視されていましたから、音韻の区別を配慮したのでしょうか。

この歌の中で、万葉集の中では、非常にまれな万葉仮名が使用されています。それは「**君**」と記して「**く**」と読んでいることです。

万葉集の原歌で使用されている「君」は五百二十六首が検出されますが、その中で、人名（例えば、石川君子）もありますが、ほとんどが「君（きみ）」という呼称として用いられています。万葉集の経時変化を探てみると、「公」から「君」に、そして万葉仮名では（吉、枳、伎）美となり、時代が下ると「伎美」に統一されるようになります。

古事記に収録された歌はほとんどすべて訓読み漢字化していますので、「君」を検索すると十二首の歌が抽出されます。「君」と「大君」がそれぞれ六首ずつありますが、原歌では一首の「伎彌」を除いてすべて「伎美」です。

ここで万葉集の「君（きみ）」の万葉仮名化の時代的変遷を厳密に考察するために、万葉仮名化されている第五卷（神龜年間）と第十五卷（天平八から九年頃）との間の約十二、三年の間に「君」の万葉仮名化を調べてみると、第五卷の八首の歌は「伎美」二首、「吉美」四首、「伎弥」と「枳美」それぞれ一首ずつですが、第十五卷になると十四首のすべてが、「伎

美」になっています。古事記の訓読み漢字表記が天平八年頃には完全に、「君(きみ)」が「伎美」として万葉仮名表記が全面的に採用されたことを示唆しています。

古事記が献上(七十二年)から二十五年経過していますが、実質的には十年前、つまり天平元年頃には常用されていたのではないのでしょうか。

しかし万葉集では「君(きみ)」のままの使用は、ずっと続きます。

そうした中で、「君」を「く」と万葉仮名化した歌が、先の雄略天皇の歌を含めて四首抽出されます。

その第二首目の歌(巻五・八六六)は天平二年七月頃に、平城京における大伴旅人の主治医であった吉田宣が大宰府に赴任していた大伴旅人に贈ったと考えられている歌の中で、「都久紫能君仁波」(つくしのくには筑紫の国は)と詠まれています。これは「筑紫の君には」とは解釈されていません。

次の第三首目の歌(巻十四・三四四四)では原歌で「乎加能久君美良」で、「岡の荃蕪(くくみら)の「くくみら」の「く」と使用されています。植物の「ニラ」のことです。

その第四首目の歌(巻十五・三六八〇)は天平八年遣隋使一行の歌です。その中に「佐乎思賀奈君母」(さおしかなくもさ男鹿鳴くも)と詠まれています。「君」が万葉仮名化される仮定で、極一部の動きかもしれませんが、「君」を「く」と万葉仮名化を試みられたことがあったことになります。

五世紀半ばの雄略天皇の歌の中で、ほとんど稀な用例の「く」(君)の表記が、約三百年後に詠まれた歌に、用いられていることに留意します。

記紀の本文は完全な漢文なのに、倭歌はいつ、どのようにして訓読み漢字化し、本文に収録されたのかは関心事です。

万葉仮名は工夫され、時間をかけて生まれ、収斂していったのに対して、記紀の訓読み漢字化は官による研究によって記紀の完成と共に公表されたと考えられます。

しかし、日本書紀と比べて、古事記は官の影響が少ないと想定できるので、古事記の訓読み漢字化と万葉集の万葉仮名化は比較研究の対象になるのかもしれない。

万葉集では天平年間になると、「君」の意味は、男性には勿論、女性への呼びかけとしても使用されるようになり、かなり一般的な呼称になるのですが、天皇、あるいは皇族、それに貴族の呼称として使用され続けていきます。万葉仮名化して使用するには抵抗があったでしょう。

「君」が万葉仮名の「く」に定着することはありませんでした。

次に留意すべきことは「**そらみつ** **大和の国**」(虚見津 山跡乃國)という句です。「**そらみつ**」と「**大和の国**」は不可分の連結成句になっています。

「**そらみつ**」の意味は、「空に満ちる」と解説されていますが、万葉集の表記は「虚(あるいは空) 見つ」ですから、「虚空(天空) に見える」あるいは「虚空に聳える」と少し違った景色を思い浮かべます。

この成句は古事記には三首の歌に、日本書紀には一首の歌の中に詠み込まれています。古事記の歌を時代的に列挙すると、仁徳天皇と建内宿禰とが交換した歌がそれぞれ一首ずつの二首、次に雄略天皇の一首です。

日本書紀では雄略天皇の歌の中で「一本」にある歌として収録されています。

仁徳天皇は雄略天皇の祖父君ですから、同じ成句の歌を詠まれたのは納得がいきます。

いずれも「日本国」の意味で使用されていますが、仁徳天皇と建内宿禰の歌は、「雁が卵を生んだのは日本で初めてのこと」として、国内の意味で使用されています。

雄略天皇の一首の歌は、記紀とも同じ吉野宮行幸の時の歌です。

古事記の歌では、雄略天皇が阿岐豆野（あきづの）に行幸された時に詠まれた歌の中に「蘇良美都 夜麻登能久爾」（そらみつ 倭の国）と詠み込まれています。

この歌の背景には、行幸された天皇が虻（アブ）に食われて悔しいと思われた時に、トンボ（蜻蛉）が飛んできて、そのアブを喰ってしまったので、大和国を蜻蛉島（あきづしま）と名付けられたという伝説がありました。

古事記の雄略天皇の歌は「**そらみつ 大和の国を蜻蛉（あきづしま）とふ**」という成句（「蘇良美都 夜麻登能久爾袁 阿岐豆志麻登布」）で締められています。

一方日本書紀では雄略天皇四年八月条に、吉野に行幸された時の歌ですから、古事記の阿岐豆野は吉野の秋津野と考えてよさそうです。同じ句を日本書紀では一本（或本の意）では「蘇羅彌豆 野麻等能矩爾鳴 阿岐豆斯麻登以符」と記されているので、或本とは古事記、あるいは古事記の原本を意味していることを強く推定できます。

一方、万葉集における「**そらみつ 大和の国**」の用法を調べてみると、先の雄略天皇の歌を含めて五首の歌が抽出されます。

「**そらみつ**」は記紀では完全に訓読み漢字化していますが、万葉集では「虚見津」、「虚見通」が各一首、「虚見都」が二首、それに「空見津」が一首で、完全には万葉仮名化していません。万葉集にはこだわりがあります。

仁徳天皇あるいは雄略天皇の歌を知っていて歌を詠み、万葉集に最初に採用された歌は、山上憶良の歌（巻五・八九四）と作者不詳歌（巻十三・三三三六番：時代が推定できませんが、由緒ある歌なので古い歌と想定）です。

残りの二首の歌は、天平勝宝四年遣唐使（遣唐押使・藤原清河）が派遣される時に、天平五年遣唐使（遣唐大使・多治比広成）に贈られた歌（巻十九・四二四五）（作者不詳）と、天平勝宝四年の遣唐使に贈られた聖武上皇（あるいは孝謙天皇）の歌（巻十九・四二六四）です。

これら二首の歌はそれぞれ、天平勝宝四年の遣唐使の送別の宴で披露された歌で、後者の歌は出港直前に難波津港に高麗福信を使者として遣わして酒肴と共に贈られた天皇の歌です。作者不詳歌は大和地方の景色を詠んだ歌ですから、まだ「国家」の意識はありませんが、雄略天皇の歌を除いた残り三首はいずれも、唐に対する「日本の国威」、つまり「国家」を意識して詠まれた歌です。

日本国を「蜻蛉島（あきづしま）」と称し、「そらみつ 大和の国」の使用を定着したのは雄略天皇ということになります。

雄略天皇の歌が第一巻の巻頭歌、つまり万葉集の頭歌になった理由の一つとして、万葉集編者たちは、万葉集は漢詩ではなく、倭歌、つまり「日本の歌」を収集するのだという宣言をしているのではないかと考えました。

事実、万葉集において天皇の歌として一番古い歌は、この雄略天皇の歌です。

その上で疑問に思うのは、歴代の天皇の中で、なぜ雄略天皇の歌を万葉集の頭歌にしたのかという疑問は残ります。

この疑問に対して、例えば、仁徳天皇も候補になりうる可能性があったのではと考えるのです。事実、仁徳天皇は雄略天皇の祖父であり、その父は允恭天皇ですから、仁徳天皇の歌が万葉集の頭歌を飾る候補になれたはずです。

仁徳天皇の皇后である磐姫皇后の歌（巻二・八五から四首）、それに妃にされようとした女鳥王（日本書紀では雌鳥皇女、後に皇后になった八田若郎女（日本書紀では八田皇女）の同母妹）、万葉集では難波天皇（仁徳天皇）の異母妹の歌（巻四・四八四）があります。それに仁徳天皇の異母弟、宇治若郎子（古事記、宇遲能和紀郎子、日本書紀、菟道稚郎子皇子）の墓のことを詠んだ柿本人麻呂歌集の歌（巻九・一七九五）もあります。

このように万葉集において、仁徳天皇に極近い近親者が注目されているうえに、記紀ともに仁徳天皇自身が詠まれた歌が多数収録されているのですから。

しかし、万葉集の歌は記紀の歌とはほとんど関係がありませんから。当然の帰結なのかもしれませんが、気に掛かります。

仁徳天皇の次の有名な歌（新古今・巻七・七〇七）がなぜ万葉集に収録されなかったのかとずっと考えていました。

仁徳天皇の御歌

▽高き屋に登りて見れば 煙立つ 民のかまどは にぎはひにけり

古事記にはこの歌に関連する国見と税の徴収を一時中止し、聖帝と称せられた仁徳天皇の話が記されています。

万葉集の初期の時代にも仁徳天皇の話は巷間に語り伝えられていたはずですが。

当然この歌以外にも記紀には仁徳天皇の多数の歌があります。万葉集の編者はなぜこれら記紀の歌とか伝誦歌を収録しなかったのでしょうか。

文献によれば、この仁徳天皇の歌は万葉集の編纂時代にはこの歌は存在していなかったからようです。「和漢朗詠集」（一〇一三年頃、藤原公任撰）の「刺史」に分類され初出しと考えられ、延暦六年日本紀竟宴和歌に藤原時平の「高殿に登りて見れば天の下四方に煙りて今ぞ富みぬる」が訛伝したという説もあり、この歌が万葉集に収録されなかったのは当然だったのですが・・・

雄略天皇の歌が万葉集の頭歌に絞った理由を想定し、以下に掲げてみます。

★第一の視点は、雄略天皇に関して古事記の雄略記の中に万葉集の歌を思わせるようなエピソードが記録されていることです。

万葉集頭歌の歌と同じように、雄略天皇と娘子の出会いがあったことを想定できる記事です。赤猪子（あかいこ）という童女に関する話です。古事記の赤猪子童女は河辺で洗濯していますので、万葉集で菜摘している少女の状況とは異なっていますが、野に遊幸された天皇みずからが童女の名を聞き、召される（求婚の意）状況は万葉集の歌の状況に似ています。

ただ古事記では、思わぬ展開になっています。召されることを信じてついに八十歳になった

その女性が自分の気持ちを伝えたくて雄略天皇に会うために参内します。天皇は自分が言ったことを忘れてしまっていたのですが、思い出されて、妃（婚（まぐあい）と記されています）にされようとしたのですが、年を取りすぎていたので。思いとどまり、歌を交換して、贈り物をされて帰されたというのです。赤猪子が八十歳と記されていなければ、万葉集の頭歌を想定できる話でも通じます。天皇自身は年を取っていないように記されていますので、奇妙な結末になっているのですが・・・。

万葉集の巻頭の歌が雄略天皇の歌と信じられるような逸話が語り伝えられていたと考えます。

第二の視点は、先述したように「大和（日本）国を支配する天皇」、つまり「大和国」の象徴として、万葉集は漢詩ではなく大和（あるいは倭）歌の歌集であるとの、万葉集編者たちの宣言に相応しい天皇が雄略天皇だったと考えられたことです。

日本書紀によれば、雄略天皇は「天皇は自分の心だけで専決されるところがあり、誤って人を殺されることも多かった。天下の人々はこれを誹謗して、『大変悪い天皇である』といったと記されています。

確かに、記紀ともに、そのことを思わせられるような話が記されています。

▽安康天皇三年十月条…先代の安康天皇が一度、讓位されようとした、いとこの市辺押磐皇子を狩に誘って謀殺したこと。

▽雄略二年七月…百濟から宮中に入れるために召された池津媛が石川楯と通じたことを知って、大伴室屋・大連に命じて来目部を使つて、二人を木に張り付けて焼き殺されたこと。

▽雄略天皇二年十月条…吉野宮に行幸され、獵を樂しまれた後で、「獵場の樂しみは料理人に新鮮な料理を作らせることだが、自分で作るのとどちらが楽しいか」と聞かれました。突飛な質問で群臣は誰も答えられなかったのです。ところが天皇は怒り出し、劍を抜いて御者（その名は大津馬飼）を斬殺されたのです。皇居に帰えられて皇太后に慰められ、穴人部（しべ）を設けられたという話です。

普通は料理人が作るはずですから、天皇の狙いは、この「穴人部」を設けることを想定されていたのでしょうか、舌足らずで犠牲者が出たのです。

▽雄略天皇五年二月…葛城山で狩をされた雄略天皇に猪が襲うという事件が起きました。狩人たちは、驚き、木に登って難を避けました。天皇は舎人に「射とめよ」と命じられました。たまたまこの舎人は臆病で木に登って恐れおののいていたのです。しかたなく天皇自身が弓で突き刺し、足で踏み殺された。天皇の武勇を表す事件で済めばよかったのですが、天皇はその舎人を殺そうとされたのです。その時、この舎人は歌を詠むのです。「自分は木の上に登って逃げた。しかし天皇は・・・。」とお供されていた皇后が、この歌を聴いて、天皇を諫められ、この舎人は許されたと。この時は天皇は皇后の諫めを喜んで受け入れられた。皇后の諫めがあったとしても舎人の歌が天皇の心を揺り動かしたと言いたかったのでしょうか。

雄略天皇が残酷な天皇と言われる半面、文武両様に優れた天皇とも聞き取れる記事です。天皇に「野須彌斯志 倭我飢衷枳瀾能」（やすみみし わがおおきみの）と読みだしています。この成句は万葉集第三首目の歌の詠み出し句と同じです。間人老の歌の中で、舒明天皇をこ

う呼び掛けています。

大和国の大王、つまり歴代の天皇の代表として、雄略天皇の歌を核万葉集の頭歌とした万葉集の狙いがあると考えます。

第三の視点として、雄略天皇は国外に国威を発揚された天皇と考えられていたということです。

高麗軍の撃破、新羅討伐の記事が日本書紀に記録され、宋書・倭国伝の「武王」が雄略天皇と想定されています。

この「武王」は安東大將軍・倭国王と称され、従属関係はあるにしても、大国・宋国から倭王と認められて歴史的にも国威を認められた天皇と万葉時代にも考えられていたことを示しています。

従って万葉集編者たちは雄略天皇こそ国威を発揚した天皇という意味でも、雄略天皇の歌を万葉集の頭歌に決定したのではないかと推定しました。

第四の視点として留意するのは、日本書紀によれば、雄略天皇の側近にナンバー2として大伴家の先祖の大伴室屋が大臣に次ぐ大連（おおむらじ）として仕えていたことです。

雄略天皇の実像が大伴家に語り伝えられていた可能性もあります。核万葉集において歌の配列は決まっていた可能性はありますが、原万葉集の最終編纂に果たした大伴家の役割を考慮すれば、大伴家に伝わる雄略天皇の伝聞は考慮すべきかもしれません。

数々の悪評もあった雄略天皇の歌が、万葉集の頭歌に配列されたことは、万葉集の存在意義、漢詩ではなく倭歌の歌集だということを宣言するために、しかも外国に対して倭国を代表する天皇として雄略天皇を認め、そして天皇といえども女性を愛する一人の人間だということを強力にアピールしていると考えました。

「われこそは告^のらめ家をも名をも」とは、倭歌の収録が、これから発展することを呼びかけているとも思えます。

事実、万葉集は天皇の歌も、貴人の歌も、防人の歌も、遊行女婦の歌も収録され、表記法も初期の漢詩型から、訓読み漢字化し、最終的に万葉仮名化していくのです。完成された万葉集を見れば、雄略天皇の歌が万葉集の頭歌に決定されたことの意義は考えれば考えるほど大きいことを悟られます。

雄略天皇の歌が長歌であり、訓読み漢字で表記され、まだ定型化された表現になっていませんが、万葉仮名化の兆しがあることも象徴的です。

万葉集の第二首目の歌は、高市岡本宮御宇天皇代（息長足日廣額天皇）に分類された歌ですから、雄略天皇よりも十三代も後代の舒明天皇の歌です。

この歌を掲げ、舒明天皇の位置づけを考察します。

天皇の、^{かぐやま}香具山に登りて望^{くにみ}国したまひし時の御製歌

▼大和には^{むらやま}群山あれどとりよろふ^{あま}天の香久山登り立ち^{くにはら}国見をすれば^{けぶり}国原は煙立つ

立つ海原はうなばら 鷗立つ立つかまめ うまし国そあきづしま 蜻蛉島 大和の国は

天皇 登香具山 望國之時御製歌

▽山常庭 村山有等 取與呂布 天乃香具山 騰立 國見乎為者 國原波 煙立籠 海原波
加萬目立多都 怜恂(ナ可…一字) 國曾 蜻嶋 八間跡能國者

この歌の意味は「とりよろふ」「草木の繁茂した」、「うまし国そ」「美しい国ぞ」が分かれば解釈可能だと思いますので、全訳は割愛します。

山に登って「望国（国見）」をするのは、天皇の一つの行事だったようです。

先に掲げた仁徳天皇の歌は、まさしく「国見」のことを詠んでいます。

家々から煙が立ち上っていれば、暮らしが豊かになったと判断する基準だったのです。この歌にも「煙立つ立つ」と詠まれ、多くの民が潤っていることを表しています。そして「**蜻蛉島 大和の国は**」と結ばれています。

この歌の根底には大和国（原歌で**八間跡能國**）の讃歌が根底にあります。

先述したように、漢詩ではなく、大和（倭）の国の歌をこれから収集していくのだと宣言していると考えerことは可能です。

では、雄略天皇から十三代も後の舒明天皇の歌がなぜ万葉集の第二首目に収録されたかを考察してみます。

考察に入る前に、この歌が万葉集の巻頭歌になっていたらと想像してみます。「大和の国は」と結ばれ、これから作られる歌集は、「倭歌の歌集」であるとの宣言に相応しいと思えますし、美しい大和の国の光景が詠まれ、しかも天皇の歌ですから、巻頭歌となっても不思議ではありません。

この仮想のもとに推論を進めると、ここから出来上がっていく核万葉集は、舒明天皇の皇子である中大兄皇子（天智天皇）の歌集だったのではないかとの想定も可能のように思います。ところが、「大和の国」には「**蜻蛉島**（あきづしま）」という不可分の枕詞があるのです。

蜻蛉島（あきづしま）は、大和の別名にも使われる言葉で、舒明天皇の歌は「**蜻蛉島 大和の国は**」という結句で終わっています。

この言葉は、雄略天皇の歌のところで既述しましたが、雄略天皇によって作られた言葉だということなのです。

重複しますが、吉野の「阿岐豆野（秋津野）」に行幸された天皇が虻（アブ）に食われたことを忌々しく思われていると、トンボ（蜻蛉）が飛んで来て食べてくれたというので、（自分が支配している）大和の国を「**蜻蛉島**」と呼ぼうとされた話が古事記にあることを先述しました。

とすれば、舒明天皇の歌は、この故事を知った上で、大和の国を「**蜻蛉島**」と名付けられた雄略天皇を舒明天皇が讃美されるかのように思えることです。二人の天皇の関係から、二つの歌が呼応するかのように配列されていることは、重要な意味を持ちます。つまり、十二代もの天皇の歌が欠けている理由を説明できるのではないかと。

雄略天皇の歌には「**そらみつ 大和の国**」、舒明天皇の歌には「**蜻蛉島 大和の国は**」と詠み込まれていることから、いずれも、大和（あるいは倭）歌、つまり日本の歌を詠んでいるのだという思いを主張していると考えられることです。

万葉集からこの「**蜻蛉島 大和の国**」を検索すると三首が抽出されます。

この舒明天皇の歌が「蜻蛉島 大和の国は」（蜻嶋 八間跡國者）で、第二首目の作者不詳歌（卷十三・三二五〇）は「蜻蛉島 日本国は」（蜻嶋 倭之國者）で、第三首目の大伴家持の歌（卷十九・四二五四）は「秋津島 大和の国を」（蜻嶋 山跡國乎）です。「蜻嶋」と記されることも留意すべきです。

汎用される句でなかったことが判ります。

余談

万葉集の第二首目の歌は雄略天皇から十三代後の三十四代舒明天皇の歌です。なぜこの間の天皇の時代の歌が収録されなかったのでしょうか。

まず雄略天皇よりも先代の天皇（十六代・仁徳天皇、十七代・履中天皇、十八代・反正天皇、十九代・允恭天皇、二十代・安康天皇）に言及してみます。

先述した仁徳天皇（第十六代）後に万葉集に収録された歌は、允恭天皇（第十九代）の皇太子であった木梨輕皇子（紀）と同母妹、輕太郎女の禁断の恋の歌（卷十三・三二六三と卷二十九）の歌しかありません。

次に雄略天皇（第二十一代）から舒明天皇（三十四代）までは、推古天皇（三十三代）の摂政であり、用明天皇（第三十一代）の皇子であった聖徳太子の歌（挽歌、卷三・四一五）しかありません。

万葉集編者の視線は、仁徳天皇の関係者に注がれながら、仁徳天皇の孫に当たる雄略天皇の歌が万葉集の頭歌として選ばれています。

舒明天皇以前の歌は全く体系化されていません。むしろ仁徳天皇周辺の歌に注目した人物がいたのではないかと考えざるを得ないのです。

舒明天皇以前の万葉集の歌をキーワードでまとめると、それは「恋」であり、そこには「複層する恋」、「禁断の恋」、あるいは「不釣り合いな恋」です。

仁徳天皇と皇后の磐姫との複層する恋、仁徳天皇の異母妹の歌は天皇の願いを拒否した禁断の恋、允恭天皇の長子の木梨輕皇子と同母妹の輕郎女との禁断の恋、それに雄略天皇と娘の恋との不釣り合いの恋です。

允恭天皇は仁徳天皇の皇子ですし、雄略天皇は允恭天皇の皇子です。

そうだとすれば、仁徳天皇周辺のこのような恋に注目した人物がいたわけで、その候補に挙げられるのが天智天皇です。日本書紀、万葉集からも想像される額田王をめぐる天智天皇と、弟君・大海人皇子（天武天皇）との恋の争いです。

その視点から、核万葉集への中大兄皇子（天智天皇）の関与の可能性を想定するのです。

天智天皇（皇子時代は中大兄皇子）にとって舒明天皇は父君ですし、皇極天皇は母君ですから、舒明天皇、あるいは皇極天皇（重祚・斉明天皇）の歌が万葉集に収録されたのは納得できます。原万葉集の初期において倭歌の収録の選択権を握れたのは、中大兄皇子（天智天皇）だったと考えられます。

舒明天皇の次の天皇は中大兄皇子の母君の皇極天皇（舒明天皇皇后・宝皇女）です。従って、舒明天皇、皇極天皇、孝德天皇、斉明天皇（皇極天皇重祚）そして天智天皇ですから、この御代の歌は中大兄皇子（天智天皇）が選別されたと考えても不思議ではありません。

この仮想をベースになぜ孝德天皇御代だけに歌が収録されなかったかを考察してみます。この皇極天皇が退位される時に、天皇は自分の子である中兄大皇子に譲位されようとした。しかし、中大兄皇子は中臣鎌子（後の鎌足）の忠告を受けて、自分の叔父（軽皇子、皇極天皇の同母弟）に皇位を譲り、孝德天皇が即位しました。

この天皇は、中大兄皇子の同母妹の間人皇女を皇后に迎え、中大兄皇子を皇太子に選ばれました。そして難波宮で統治されることになりました。

ところが孝德天皇御代の終盤に、皇太子が大和への遷都を主張し、遷都問題で天皇と対立し、皇太子は間人皇女をも連れて、飛鳥に引きこもるという事件が起きました。

中大兄皇太子は孝德天皇と対立し、難波京を見捨てたのです。このこともあって、孝德天皇の崩御後に中大兄皇太子は次の天皇に即位できなかったでしょう。先の皇極天皇が再び、斉明天皇として即位されました。

こういう事情があつて、原万葉集（この場合には核万葉集と呼ぶべきか？）に難波宮宇天皇（孝德天皇）の時代の歌は収録されず、時代区分もこの御代だけぽっかりと抜けたと考えました。

ところが、孝德天皇には、有間皇子（長子）がいました。皇位を継げる可能性のある皇子です。通説によれば、父の孝德天皇が崩御された時に、十四歳だったと考えられています。即位するには若すぎたのでしょうか。そのこともあって、先の皇極天皇が重祚され、斉明天皇として即位されたことは問題にはならなかったでしょう。

そして、斉明天皇四年十月に天皇と中大兄皇太子が紀湯に湯治に行かれて、京を留守にしている時に、有間皇子が謀叛の罪で逮捕されます。

蘇我赤兄の甘言に乗ったのです。紀国に連行され、判決を受け、絞首刑になります。享年十九歳だったと。

この時の経緯は、中大兄皇子は皇太子としてすべて把握していたはずですが。

国家反逆という大罪を犯した有間皇子は、連行途上で二首の歌を詠みました。その二首が万葉集の挽歌群の最初の歌、つまり、第二巻の挽歌分類歌の頭歌に収録されました。時代的に古い聖德太子が詠まれた、行き倒れた人への挽歌は第三巻の挽歌分類歌の頭歌として収録されたことを考えると象徴的な印象を抱いています。

象徴的と表現したのは、有間皇子を裁いた一人である中大兄皇子は天智天皇に即位された後も人間として有間皇子への憐れみ（あるいは懺悔の思い）があつたと考えるからです。その思いを強くしたのは、桓武天皇のことが思い浮かぶからです。

桓武天皇の延暦四年に大伴家持の死亡直後に、長岡京の建設に邁進していた藤原種継が矢を射られて殺される事件が起こり、すでに亡くなっていた大伴家持も連座の罪によって家名剥奪の実刑判決を受けました。

ところが、桓武天皇は二十三年後、まさに崩御される瞬間と言えるほどの臨終の時に、藤原種継事件の関係者の大赦を発せられたのです。

廃された井上皇后とその他戸皇子のことも、弟皇子で一時期、皇太子だった早良親王を廃して、わが子の安殿（あて）親王を皇太子に立てられたことも懺悔の対象になりました。

天皇といえども、自分が裁いた人たちの怨霊を、死を前にして鎮めようとされたのです。

皇太子の時に裁いた有間皇子への思いが天皇に即位されても残っていたのでしょう。後岡本宮御宇天皇代（斉明天皇）の時代区分の中に、しかも万葉集挽歌群の第一首目に収録されたと考えることはその特異な背景を表しています。

雄略天皇と舒明天皇の歌を結び付けるもの

その一

万葉集の第三（長歌）と第四首目（短歌）の歌にもそれを解く鍵があるようです。

天皇の、宇智の野に遊獵しましし時に、中皇命の間人連老をして献らしめたまへる歌

▼やすみししわご大君の朝にはとり撫でたまひ夕にはい縁せ立たしし御執らしの梓の弓の中弭の音すなり 朝獵に今立たすらし暮獵に今立たすらし御執らしの梓

の弓の中弭の音すなり

反歌

▼**たまきはる**宇智の大野に馬並めて朝踏ますらむその草深野

この歌は、高市岡本宮御宇天皇代（息長足日廣額天皇）に分類されているので、題詞の天皇は舒明天皇で、天皇が宇智の野に遊獵された時に、天皇讃歌として中皇命（舒明天皇の皇女、間人皇女、孝徳天皇の間人皇后）が命じて間人連老に詠ませた歌とされています。

この「宇智野遊獵」のことは日本書紀に記録されていないので、言及しようがありませんが、遊獵はどの天皇も楽しまれたことは容易に想定されますから、舒明天皇の遊獵を否定する理由はありません。

注目すべきは、この歌は舒明天皇の時代の歌ですから、皇女の名は間人皇女と表記すべきですが、ここでは「中皇命」（暫定的に皇位を継がれた天皇）と記されていることです。

間人皇女は孝徳天皇の皇后になられたのですが、天皇の代理ともいうべき「中皇命」と呼ばれる時があったということです。

斉明天皇が崩御されてから、次に中大兄皇太子（天智天皇）が即位されたのは約六年後でした。その前半は、白村江で唐・新羅軍に惨敗し、朝廷軍の立て直しと、国防対策に精力を尽くされたので、中大兄皇太子の指示の下に一時期、元間人皇后が母君の後を継がれた可能性は否定できません。その時の元間人皇后が「中皇命」と呼ばれていたのでしょう。

そうすれば、この歌が再び話題になったのは、天智天皇時代前半ということになります。舒明天皇の宇智野遊獵に従った間人老が詠んだ歌は、間人皇女（当時）に勧められたからと解釈するのに、話題になった時（原あるいは核万葉集に編纂される時）に間人皇女あるいは間人皇后ではなく、中皇命と呼ぶべきと判断したからでしょう。

舒明天皇の遊獵の時に、間人老によつて詠まれた歌が、再び天智天皇（未だ即位されていない）時代に話題になった・・・、それは、或本（例えば、核万葉集）への収録だったのかもしれない。

万葉集第三首の歌が天智天皇の時代に収録されたということは、第二首目の歌は、舒明天皇の歌ですから、同じような考えで収録され、第一首目の雄略天皇の歌も、舒明天皇か、あるいは天智天皇が関心をもっていた歌と考えられ、核万葉集に記録されていたと考えることは可能です。

間人老の名は日本書紀の舒明天皇紀には、見えません。

従つて言及し方がありませんが、容易に推定できることは間人皇女に従っていた侍人であり、歌の才能が認められていた人物であつたということです。

万葉集には間人家出身の人物として、間人老以外に間人宿禰大浦（巻三・二八九、二九〇）と間人宿禰（巻九・一六八五と一六八六）の歌が収録されています。

これらの人物には宿禰姓がありますので、名門の家の出身であつたこと、これらの間人の歌は、氏姓制度が制定された天武天皇十三年以降に詠まれたか、収録されたと推定できます。これらの歌人が間人老の直系の子孫とは断定できませんが、同門の出身と判断するのは許されることです。倭歌の伝統を守っていた家系であつたのでしょうか。

間人皇女と間人家とはその家名から連想して、間人皇女を支える「間人部」の一族だった可能性もあります。歌の内容から伝統のある家系だったと考ええることは可能です。

その間人老は倭歌に通じていただけでなく、雄略天皇のことを知っていた人物ではないかということです。

彼が詠んだ舒明天皇の讃歌の中に詠み込んだ「**やすみしし わご大君の**」とその反歌に詠み込まれた「**たまきはる**」という句に注目します。

まず、「**やすみしし わご大君の**」ですが、古事記には四首の歌が、詠み込まれ、その一首は倭建命に捧げた美夜受比賣の歌（古事記二九番）と残り三首は雄略天皇の歌です。次に日本書紀では四首の歌に詠み込まれていますが、仁徳天皇の歌、雄略天皇の歌、継体天皇の歌それに推古天皇の歌です。

記紀の編纂は別個に行われていますので、同じように参考にすることはできませんが、古事記の編者は、この成句は十二代・景行天皇の時代の倭建命（記）の時代に端を発すると主張するでしょう。

そして仁徳天皇にも使用され、雄略天皇に定着したと考えてもよさそうです。

「**やすみしし**」は万葉集では「八隅知之」と記され、「天の隅々まで支配される」の意味で使われたようです。

万葉集では二十六首の歌が抽出されます。大伴家持も使っていますが、完全に万葉仮名化されていませんし、万葉集でも「**わが大君**」と不可分の成句となっています。

時代的に古い順から考察していくと**間人老**の歌では舒明天皇を、額田王（巻二・一五五）と舍人吉年（巻二・一五二）は天智天皇を、持統天皇（巻二・一五九と一六二）の歌では天武天皇を指しています。

そして柿本人麻呂の歌は六首の歌がありますが、持統天皇に二首、高市皇子尊、軽皇子（文武天皇）、長皇子、新田部皇子をそう呼び、天皇に限定されていません。

柿本人麻呂晩年に弓削皇子をそう詠んだ置始東人の歌（巻二・二〇四）にも詠まれ、その使用が天皇に限らなくなってきました。

しかし時代が下ると、大伴旅人、山部赤人、大伴四綱、大伴家持たちが詠みますが、天皇、ここでは聖武天皇を指して使用され、決して皇子に使用することはなくなっています。

間人老が詠み込んだ「**やすみしし わご大君の**」というこの成句は間人老によつて創作されたのでしょうか。それとも記紀の資料となつた歌を知っていたということでしょうか。そうだとすれば、間人老の視点はどこにあったのでしょうか。倭建命（十二代景行天皇）、仁德天皇、雄略天皇、あるいは舒明天皇の一代前の推古天皇にあったのでしょうか。

この歌が、万葉集に収録されたことは、**舒明天皇が中皇命**の父君であることは当然としても、雄略天皇との対比において収録されているようにも思えます。

その反歌に詠まれた「**たまきはる**」に話を移します。

この「**たまきはる**」の意味は、「（靈魂のきわまる）」と解釈されています。

古事記では一首、仁德天皇の歌に、そして日本書紀では三首、神功皇后に二首と仁德天皇の歌一首に使用されていますが、いずれも「うちのあそ」（万葉仮名化）に掛かる枕詞的に使用されています。「うちのあそ」は「内の朝臣」と解釈され、朝廷に命を賭けて仕える朝臣（ちようしん）の意でしょうか。

万葉集では、十七首の歌が抽出されます。間人老の歌は「宇智の大野に」に掛かっています。「うち」は「宇智」です。地名のようです。

ところが、他の歌はほとんどすべて「命（いのち）」に掛かり、「（靈魂のきわまる命）」として、一貫して使用されています。万葉集では、「**たまきはる**」の意味が明確に限定され、統一されました。

間人老の次に、万葉集においてこれらの句と、その意味で普及させたのは山上憶良のようです。柿本人麻呂歌集の歌が一首ありますが、この歌の位置づけは不可能です。

それでも山上憶良の三首の歌（巻五・八〇四、八九七と九〇四）に注目します。山上憶良の原歌の表記は、第一首目の歌は「多麻枳波流」で他の二首は「（靈剋）」と表記しました。笠金村、抜気大首、大伴池主、中臣宅守、中臣女郎の歌がそれぞれ一首ずつあります。そして大伴家持が詠み込んだ歌は五首になります。大伴家持が好んで詠んだ句になったことが判ります。大伴家持が山上憶良から「**たまきはる**」の句を学んだという想定は可能です。

間人老は反歌の中で、「**たまきはる**」を初めて詠んだ時に、記紀の伝誦の歌があったと考えることは可能です。そうだとすれば、間人老の視点は神功皇后、あるいは仁德天皇があったことは想定可能です。

記紀によれば、この句は神功皇后の歌に端を発すると主張するでしょう。非常に限定された使用法になっていますが、それが仁德天皇に固有な使用法と考えられます。

類聚歌林を著した山上憶良の存在

そこで第五と第六首目の歌まで言及します。

この歌は、題詞に「讃岐国安益郡に幸しし時に、さぬきのくに あやのこほり いでま軍王いくさのおほきみの山を見て作れる歌」とある歌

です。「舒明天皇が讃岐国安益郡に行幸された時に、不明の「軍王」が詠んだ歌ですが、その反歌の左注に山上憶良の著した類聚歌林が引用されていることに注目します。山上憶良が類聚歌林の中で舒明天皇のことを研究して、この軍王の歌に言及していることに興味を抱きます。

軍王とは？

これらの歌の左注に、「軍王（こにきし）（原歌でも軍王）は不詳としているので、現在、そのことに言及することは、問題がありますが、敢えて言及してみます。

そのキツカケになったのは、日本書紀に「軍君」という百済の皇子が登場することを知ったからです。日本に派遣され、雄略天皇に仕えるようになったと記されています。日本で「こにきし」と呼ばれますが、「軍君」も「軍王」も同じように読むことが可能で、意味も同じだからです。

雄略天皇二年七月条に、百済において蓋慈王（がいじおう？）が即位した時に、美女を欲しいとの日本の要望によって、慕尼夫人の娘、池津媛が派遣されたのですが、日本で石川楯と通じ、二人は木に縛られて焼殺されたことが記されています。このことは先に雄略天皇の悪しき評判の一つとして述べました、

ところが、この事件に関連した話が続くのです。雄略天皇五年四月条に、この事件を人伝に聞いた加須利王（かすりのおう）（百済新撰によれば蓋齒王（こうろおう）と考えられる）が、女性の貢進を禁止するかわりに、弟の「軍君」（百済新撰によれば昆支君（こんきのきみ）を日本に派遣して、天皇に仕えさせた」というのです。その記事の中で、日本に派遣されることになった「軍王」は加須利王の子を孕んだ婦を伴って（身の安全を計るため？）に日本に渡ります。途中、筑紫の加羅島（かからのしま）で生まれたので「嶋王」と名付け、百済本国に帰します。この「嶋王」が百済の「武寧王」だということです。継体紀十七年五月条にこの王の薨が記されています。

武寧王に当時の大和朝廷が関心を示していたことを表しています。それは次の即位した聖明王との関係があるのかもしれませんが。この聖明王こそ、日本への仏教伝来に決定的役割を果たした王だからです。

こういう経緯もあって百済の「武寧王」の誕生物語は日本書紀では強調したい、重大な記事だったのです。

それから、約三百年後に相当する延暦八年十二月二十八日に、光仁天皇の妃で、桓武天皇の母だった皇太后が亡くなった時のその薨伝の中に、皇太后（高野新笠）の祖先は武寧王の子、純陀太子だと記すのです。この純陀太子は継体紀七年八月二十六日に亡くなったことが記されています。日本書紀は、武寧王のことに關して異常な関心を示しています。

字句通り解釈すれば「軍王」はこの「純陀太子」の叔父に相当します。

雄略天皇紀に「軍君」が登場するのも奇縁ですが、雄略天皇紀によれば、「軍君」は五人の

子どもを連れて、日本に渡ってきています。もし、「軍君」が巻一・五番の歌のこの舒明天皇御代の「軍王」と関連があるのではと考えるのです。

この巻一・五番の「軍王」は日本語を駆使しています。雄略天皇五年から舒明天皇元年までに百六十八年が経っています。世代からすれば、初代「軍君」から七から八世代が過ぎていますので、日本語は母国語になっていたはずです。

その間に「軍君」を「軍王」と呼ばれるようになったと考えることは十分可能です。將軍の意味ではなく「軍の王」と呼ばれ、貴族に列せられた名と考えられるからです。

また奇縁なのですが、舒明天皇の時代に百済の義慈王が自分の二人の皇子を日本に派遣しました。このことは、天平神護二年（七六六）六月二十八日に亡くなった百済王敬福（刑部卿・従三位）の薨伝（続日本紀）に記されています。その薨伝によれば、一人の皇子・豊璋王は百済が唐に滅ぼされ、父王が亡くなると帰国し、王に即位し、数奇な運命を辿ることになります。もう一人の皇子・祥福王は日本に留まり、持統天皇の時代に「百済王（くだらこにしき）」という氏姓を与えられ、これ以降、百済王（くだらのこにしき）家の人たちは要職につきます。百済王敬福は三世で、六十九歳で亡くなっていますので、誕生したのは文武天皇二年（六九八）ということになります。

この官位であれば、中納言相当職の高官ですから優遇されていたことは留意すべきです。少なくとも斉明天皇紀から桓武天皇の平安京遷都まで、日本書紀、続日本紀それに日本後紀に約百年以上にわたって百済王家のことは、語り継がれます。

そのことを考えると「軍君」も百済王の弟王ですから、子孫が繁栄していたと考えることは想定可能です。その一つは先述しました桓武天皇の母の「高野新笠」の家系です。

「軍王」がこの歌を詠んだ舒明天皇の時に、百済王（くだらのこにしき）家の初代の王子が日本に来たことになります。二組の帰化した百済王の子孫たちの中で、「軍君」の子孫の行末は不明になっていきました。しかし、日本書紀に帰化のことが記録されたことから、日本においてそのことを語り続けていた家系があったこと、その一つとして百済王（くだらのこにしき）家の人たちだったと考えることは可能です。

少なくとも山上憶良は舒明天皇の時代を調査しながら、その家系を調査しようとしたのかも知れません。それでも「軍王」は不詳としました。

更に話を進めますが、雄略天皇の次になぜ舒明天皇の歌を配したかを考察していきます。次事項で、この鍵を解くヒントが隠されていると考えました。

万葉集の第一首目と第二首目の歌との関係と第九巻の第一首目の歌（二六六四）と第二首目の歌（二六六五）の関係の相関

万葉集には雄略天皇の歌がもう一首（巻九・一六六四）あります。

第九巻になると天皇御代の時代区分はありませんが、題詞には「大泊瀬幼武天皇の御歌」と記録され、つまり雄略天皇の歌として収録されています。

しかし左注に「ある本にはこの歌は岡本天皇（舒明天皇）の御歌」とあり、特定できなかったと記しています（解説書には斉明天皇の可能性も指摘されています。後岡本天皇と呼ばれ

ていたからです。この歌は「雑歌」に分類されていますが、もし雄略天皇の歌と特定されていれば万葉集の第一巻の巻頭歌として収録されていた可能性があります。

泊瀬朝倉宮に天の下知らしめしし大泊瀬幼武天皇の御製歌一首
はつせのあさくらのみや あめ した おほはつせわかたけのすめらみこと おほみうた

▼夕されば小倉の山に臥す鹿の今夜は鳴かず寝ねにけらしも
ゆふ をくら ふ こよい

右は、或る本に云はく「岡本天皇の御製なり」といへり。正指を審らかにせず、これに因りて以ちて累ねて載す。
も かさ

泊瀬朝倉宮御宇大泊瀬幼武天皇御製譚一首

▼暮去者 小掠山尔 臥鹿之 今夜者不鳴 寐家良霜
 右、或本云、岡本天皇御製。不審正指因以累載

〔雌鹿を求めて鳴く雄鹿が今夜は鳴かないのは(出会って)安心して寝てしまったのだろう〕との意です。

この雄略天皇の歌は第九巻の巻頭歌ですが、その次に配列された歌(巻九・一六六五と一六六六)は作者不詳ですがその題詞に「岡本宮に天の下知らしめしし天皇の紀伊国に幸しし時の歌二首」とあり、この時代区分は舒明天皇の時代の歌であることは留意すべきです。

第一巻で雄略天皇の歌の次に舒明天皇の歌を配列した方針が、第九巻でも踏襲されていることは留意すべきです。

「岡本宮に天の下知らしめしし天皇」がどの天皇を指しているのか、少し不確定なところがあるのですが、言及しておきます。

日本書紀に舒明天皇の紀伊国行幸の記録がないので「岡本宮に天の下知らしめしし天皇」は齐明天皇の歌と考えられているようです。

齐明天皇は、有間皇子事件が起こった時に紀の湯に行かれていたことが日本書紀に記録されていますので、齐明天皇と考えがちになるのかもしれませんが。しかし齐明天皇の場合には日本書紀では後飛鳥岡本宮で世を治められていたので正確に表記されていると考えれば舒明天皇の歌と考えるのが妥当のように思います。万葉集第一巻では舒明天皇および齐明天皇の宮はそれぞれ「高市岡本宮」および「後岡本宮」と呼んでいます。日本書紀によれば舒明天皇が「高市天皇」と称されていたことが記されていますので「高市岡本宮」は限りなく岡本宮を意味していることになるので単に「岡本宮」といえば舒明天皇を指すと考ええるほうが合理的のように思われますが、解説書では断定されていません。

次の関心事は、題詞で雄略天皇の歌としているのに、左注によれば「岡本天皇」つまり「舒明天皇」の説があるということです。

先の説によれば、「岡本天皇」は、岡本宮で世を治められた天皇ということで舒明天皇あるいは斉明天皇の可能性がありますが、しかし、舒明天皇と斉明天皇はご夫婦であり、天智天皇の父君と母君であり、雄略天皇の歌から、次の歌が舒明天皇あるいは斉明天皇の歌になることは、第一巻の頭歌から続く、歌の配列方針と同じと考えられることに変わりません。更に留意すべきことは、この歌の左注に指摘されているように、この歌に非常に似た、舒明天皇の歌が第八巻（一五一一）にあります。その歌を掲げます。

をかものすめらみこと おほみうた

岡本天皇の御製歌一首

▼夕をぐらされば小倉の山に鳴こよひく鹿は今夜は鳴かずい寝ねにけらしも

岡本天皇御製詞一首

▼暮去者 小倉乃山尔 鳴鹿者 今夜波不鳴 寐宿家良思母

先の雄略天皇の二首目の歌の左注に指摘された歌が第八巻の秋の雑歌群の頭歌として収録されています。原歌で比較してみてください。

この「秋の雑歌」の頭歌を含む歌群の歌の配列を概観すると、配列順に大津皇子、穗積皇子、但馬皇女（子部王の作と題中にあるが、子部王が伝誦するうちに子部王作になったとする説あり）、山部王、長屋王と続き、その後には山上憶良の十二首の「七夕の歌」の歌が続きます。ここで、山上憶良の「七夕の歌」の話にしばらく移ります。

山上憶良が詠んだ歌の特徴の一つは日付が記されていることです。

柿本人麻呂歌集と異なり、万葉集に日付が記されていることは、山上憶良の影響があるのではないかとさえ考えています。遣唐使として渡唐した山上憶良の影響と考えられるからです。しかし十二首の歌の最初の歌二首の歌の日付に不可解なことがあります。

それぞれの歌の左注に記されている日付が養老八年と神亀元年の七月七日になっていることです。

すなわち元正天皇は首皇太子に養老八年二月に譲位され、即位された聖武天皇はその月に「神亀」と改元されました。続日本紀によれば、養老八年二月に即位された時の宣命体の中に改元の詔が発せられています。

従って養老八年七月七日の日付はないわけで、神亀元年七月七日と記されるべきなのですが、第二首目の歌の日付が神亀元年七月七日と記されていることから問題を複雑にしています。この問題の解釈として、養老八年が六年か七年の間違いではないかとの説があります。しかし間違っているとの確証はありません。

一つの考え方は、七月七日の七夕祭りのために事前（養老八年二月以前）に詠んで準備していたか、頑固にあるいはうっかり改元を認識していなかったのではないかということです。すなわち山上憶良の養老八年（あるいは神亀元年）の七月七日の七夕の歌は公的な歌（令に応ふ）と私的な歌（左大臣宅の歌）で、その後記録が統一されなかったと考えることは可能です。

養老八年七月七日という日付はないわけですから、万葉集の筆写の段階で修正することは可

能だったわけですが、現在までその記録が保存されたことは、生身の人の記録を後の人たちが大事にしたことが強く想定されます。

聖武天皇即位後、山上憶良は首皇太子の退庁後侍人を辞し、他の退庁後侍人も同じだと思いますが、当時の左大臣、長屋王の庇護下にあったことが分かります。この時の侍人の中に、紀男人（正五位上）がいますが、彼は大宰大貳に任じられています。山上憶良もそれより数年前に、筑前守に任じられていますので、退庁後侍人はそれぞれに新しい働き場が与えられたのです。

長屋王は柿本人麻呂が最長の挽歌を詠んだ高市皇子の長子です。高市皇子を通して、ほぼ同年齢の柿本人麻呂と山上憶良には接点があったと考えることも可能です。それから神亀三年頃に筑前守に任ぜられ、少し遅れて大宰帥として赴任してきた大伴旅人との本格的な交流が始まるのです。

こうして考えると、山上憶良の七夕の歌の前に長屋王の歌があり、その前に山部王、但馬皇女と穂積皇子の歌があるのは、山上憶良と大宰府で交流があった大伴坂上郎女との関係が想定され、その前に大津皇子の歌があるのは、大伴坂上郎女の母の石川郎女との関係において一つの伏線が想定されます。

それでは、雄略天皇の歌の左注の指摘と、その指摘の舒明天皇の歌を「秋の雑歌」の頭歌にしたのは誰でしょうか。

それは類聚歌林を著した山上憶良の指摘ではないでしょうか、類聚歌林の指摘は万葉集の第五首目の歌（巻一・五、軍王の歌）からですが、山上憶良は舒明天皇の十一年十二月十四日条（日本書紀）の伊予の湯の宮行幸のことを熟知しており、山上憶良は舒明天皇に関するかなり詳しい情報を持っていたことがうかがえます。

「鹿の鳴声」に関して、興味ある記事が日本書紀の「仁徳天皇紀」にあります。妃にしようとして磐姫皇后が反対されていたのですが、その皇后が亡くなられた後に皇后にされた八田皇后と、仁徳天皇三十八年七月に高台に登り、暑さを避けて過ごしておられました。毎夜、兎餓野の方から悲しそうな鹿の鳴き声が聞こえていました。ところが月末になってその鹿の鳴き声が聞こえなくなり、氣に掛けておられました。

翌日に猪名県（いなのがた）の佐伯部が肉を献上しました。

それが、兎餓野で捕えた鹿の肉であることが判り、あの鹿を殺したことを止むをえないことと思いつながら、佐伯部を安芸の淳田（ぬた）に移されたという話です。鹿の鳴き声が聞こえなくなったということは、雄略天皇と舒明天皇の歌に共通です。もし、これらの歌が仁徳天皇の歌であつたら、日本書紀の記事と対応しますが、悲惨な結果に終わったことは、歌の余韻を帳消しにします。先の仁徳天皇の鹿の鳴き声の話もよく知られていたでしょうが、仁徳天皇の歌とすることはありませんでした。

日本書紀ではこの後で鹿の話が続きますが、それに続き、雌鳥皇女（めとりのひめみこ）を妃に召そうとされますが、雌鳥皇女がそれを嫌い、天皇の使いとしてやってきた異母弟の隼別皇子（はやぶさわけのみこ）と通じ、天皇に追われる身になり、伊勢で殺されるという悲劇が起るのですが、この雌鳥皇女の、この事件に関連して詠んだ歌（巻四・四八四）が万葉集に収録されています。